

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能評価料金

1. 評価手数料

評価手数料の額は、以下に定めるそれぞれ評価料金の手数料に消費税等を加えた額とする。

2. 設計住宅性能評価の評価料金

(1) 一戸建て住宅

一戸建て住宅の評価料金は、基本料金に選択項目の加算額を加えた金額とする。

- ① 基本料金は、必須項目で5-1のみを選択した場合、別表第2.1、必須項目で5-2のみ又は5-1及び5-2を選択した場合、別表第2.2に掲げる額とする。なお、基本料金については、選択項目の1-4耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）及び1-5耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）を選択の有無に係らず含んだ料金とする。（共同住宅も同じ。）
- ② 選択項目を選択した場合、別表第2.3に掲げる選択項目毎の加算額とする。

(2) 共同住宅等

共同住宅等の評価料金は、基本料金に選択項目の加算額を加えた金額とする。

- ① 基本料金は、必須項目で5-1のみを選択した場合、別表第2.4、必須項目で5-2のみ又は5-1及び5-2を選択した場合、別表第2.5に掲げる額とする。
- ② 選択項目を選択した場合、別表第2.6に掲げる選択項目毎の加算額とする。

(3) 変更のあった場合

- ① 当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価を財団以外の者から受けている場合、一戸建て住宅の場合は、別表第2.1、2.2及び2.3、共同住宅等の場合は別表第2.4、2.5及び2.6に掲げる額とする。
- ② 当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価を財団から受けている場合、一戸建て住宅の場合は、別表第2.1、2.2及び2.3、共同住宅等の場合は別表第2.4、2.5及び2.6に掲げる額に変更に係る部分の面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）の延べ面積に対する割合を乗じた額とする。
- ③ 財団が設計住宅性能評価審査中であった住宅の計画を変更する場合は、一戸建て住宅の場合は、別表第2.1、2.2及び2.3、共同住宅等の場合は別表第2.4、2.5及び2.6に掲げる額に変更に係る部分の面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）の延べ面積に対する割合を乗じた額を2.（1）及び（2）に掲げる評価料金に加算するものとする。

3. 財団が設計住宅性能評価を行った住宅の建設住宅性能評価の評価料金

- (1) 建設住宅性能評価の評価料金の額は、建設住宅性能評価申請一件につき、一戸建て住宅の場合は、別表第2.1、2.2及び2.3、共同住宅等の場合は別表第2.4、2.5及び2.6に掲げる額とする。ただし、平成12年建設省告示第1661号（平成13年8月1日改正）第五号に掲げる表示すべき事項の評価（以下、「室内空気中の化学物質の濃度等測定評価」という。）を希望する場合は、一戸建て住宅の場合は、別表第2.7、共同住宅等の場合は、別表第2.8に掲げる額を加算した額とする。

(2) 住宅の工事を変更して住宅を建築する場合にあつては、以下のとおりとする。

- ① 当該工事の変更に係る直前の建設住宅性能評価を財団から受けている場合は、一戸建て住宅の場合は、別表第2.1、2.2及び2.3、共同住宅等の場合は別表第2.4、2.5及び2.6に掲げる評価料金の額に変更に係る部分の面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）の延べ面積に対する割合を乗じた額とする。
- ② 財団が建設住宅性能評価審査中であつた住宅の工事を変更して住宅を建築する場合は、一戸建て住宅の場合は、別表第2.1、2.2及び2.3、共同住宅等の場合は別表第2.4、2.5及び2.6に掲げる評価料金の額に変更に係る部分の面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）の延べ面積に対する割合を乗じた額を、3.(1)に掲げる評価料金に加算するものとする。

4. 財団以外の者が設計住宅性能評価を行った住宅の建設住宅性能評価の評価料金

- (1) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画に係る設計住宅性能評価（設計住宅性能評価を受けた住宅の計画の変更に係る設計住宅性能評価を受けた場合にあつては、当該設計住宅性能評価）を財団以外の者から受けている場合は、3.の評価料金の額に、 $1/2$ を乗じた額を3.(1)に掲げる評価料金に加算する。
- (2) 住宅の工事を変更して住宅を建築する場合にあつては、3.(2)を準用する。

5. 既存住宅の評価料金

- (1) 一戸建て住宅の現況検査に係る評価料金は別表第2.9、個別性能に係る評価料金は別表第2.10に掲げる額とする。
- (2) 共同住宅等の現況検査に係る共用部分の評価料金は別表第2.11、専用部分の評価料金は別表第2.12、個別性能に係る専用部分の評価料金は別表第2.13、個別性能に係る専用部分の評価料金は別表第2.14に掲げるとする。
- (3) 当財団で行つた過去の共同住宅等の共用部分の現況検査に係る評価結果を活用して評価する場合の当該評価料金の額は、別表第2.9に掲げる額の $1/2$ とする。
- (4) 当財団で行つた過去の共同住宅等の共用部分の個別性能に係る評価結果を活用して評価する場合の当該評価料金の額は、別表第2.11に掲げる額の $1/2$ とする。
- (5) 特定現況検査に係る評価料金は、別途検査に要する実費の額とする。
- (6) 室内空気中の化学物質の濃度等、石綿含有建材の有無等及び室内空気中の石綿の粉じんの濃度等の測定に係る一戸建て住宅の場合は、別表第2.7、共同住宅等の場合は、別表第2.8に掲げる額とする。

6. 遠隔地の場合の建設住宅性能評価の評価料金

建設住宅性能評価又は既存住宅評価の対象となる工事が別表第2.15に掲げる区域内で行われる場合は、それぞれの評価料金の額に、別に定める財団の「旅費規程」による出張旅費を加算する。

7. 建設住宅性能評価の再検査に係る追加評価料金

建設住宅性能評価において、検査において財団が不適合と認めた事項の是正状況を確認するために再度検査を行う場合、是正を確認する内容に応じて別途計算した額とする。

別表第2.1 戸建て住宅の評価料金（必須項目のみで5-1を選択した場合）

床面積	設計住宅性能評価の 評価料金	建設住宅性能評価の 評価料金（検査4回分）
150㎡以内のもの	40,000円	80,000円
150㎡を超え、300㎡以内のもの	48,000円	96,000円
300㎡を超えるもの	93,000円	182,000円

別表第2.2 戸建て住宅の評価料金（必須項目のみで5-2を選択した場合）

床面積	設計住宅性能評価の 評価料金	建設住宅性能評価の 評価料金（検査4回分）
150㎡以内のもの	44,000円	84,000円
150㎡を超え、300㎡以内のもの	52,000円	100,000円
300㎡を超えるもの	97,000円	186,000円

別表第2.3 戸建て住宅の選択項目の加算額

選択項目	加算額
2-1 感知警報装置設置等級（自住戸火災時）	1,000
2-4 脱出対策（火災時）	1,000
2-5 耐火等級（延焼の恐れのある部分(開口部)）	1,000
2-6 耐火等級（延焼の恐れのある部分(開口部以外)）	1,000
6-1 ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏等）	1,000
6-2 換気対策	1,000
7-1 単純開口率	1,000
7-2 方位別開口比	1,000
8-4 透過損失等級（外壁開口部）	1,000
9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）	2,000
10-1 開口部の侵入防止対策	1,000

別表第 2.4 共同住宅の評価料金（必須項目のみで 5-1 を選択した場合）（円）

評価対象住戸数 (戸)	設計住宅性能評価の評価料金		建設住宅性能評価の評価料金 (検査N回分)	
	戸当り単価	共用部加算額	戸当り単価	共用部加算額
～10	13,000	150,000	13,000	N×50,000
11～30	9,100	200,000	9,100	N×60,000
31～50	6,300	350,000	6,300	N×90,000
51～100	5,100	450,000	5,100	N×110,000
101～200	4,700	550,000	4,700	N×130,000
201～	4,500	650,000	4,500	N×150,000

別表第 2.5 共同住宅の評価料金（必須項目のみで 5-2 を選択した場合）（円）

評価対象住戸数 (戸)	設計住宅性能評価の評価料金		建設住宅性能評価の評価料金 (検査N回分)	
	戸当り単価	共用部加算額	戸当り単価	共用部加算額
～10	17,000	150,000	17,000	N×50,000
11～30	13,100	200,000	13,100	N×60,000
31～50	10,300	350,000	10,300	N×90,000
51～100	9,100	450,000	9,100	N×110,000
101～200	8,700	550,000	8,700	N×130,000
201～	8,500	650,000	8,500	N×150,000

別表第 2.6 共同住宅等の選択項目の加算額

選択項目	加算額
2-1 感知警報装置設置等級（自住戸火災時）	500
2-2 感知警報装置設置等級（他住戸火災時）	500
2-3 避難安全対策（他住戸等火災時・共用廊下）	500
2-4 脱出対策（火災時）	500
2-5 耐火等級（延焼の恐れのある部分(開口部)）	500
2-6 耐火等級（延焼の恐れのある部分(開口部以外)）	500
2-7 耐火等級（界壁及び界床）	500
4-4 更新対策（住戸専用部）	500
6-1 ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏等）	500
6-2 換気対策	500
7-1 単純開口率	500

7-2 方位別開口比	500
8-1 重量床衝撃音対策	1,000
8-2 軽量床衝撃音対策	1,000
8-3 透過損失等級（界壁）	1,000
8-4 透過損失等級（外壁開口部）	1,000
9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）	1,000
9-2 高齢者等配慮対策等級（共用部分）	1,000
10-1 開口部の侵入防止対策	500

- (1) 評価料金は、戸当り単価に申請住戸数を乗じた額に共用部加算額を加えた額とする。
- (2) 一住戸当りの平均床面積が100㎡を超える場合、(1)の評価料金を1.25倍を乗じた額を評価手数の額とする。
- (3) 戸当り単価は、評価対象住戸数の欄に掲げる区分に応じたものとする。
- (4) 設計住宅性能評価の戸当り単価は、下表の1プラン当りの平均戸数に応じたパターン係数（0.8～1.2）を乗ずるものとする。

1プラン当りの平均戸数（X）	パターン係数	1プラン当りの平均戸数の 算出式（X） $\frac{\text{全戸数}}{\text{プラン数}}$
$10 \text{戸} \leq X$	0.8	
$4 \text{戸} \leq X < 10 \text{戸}$	1.0	
$X < 4 \text{戸}$	1.2	

- (1) 共用部加算額は、評価対象住戸数ではなく、申請建築物の総住戸数に応じたものとする。
- (2) 設計住宅性能評価に当たって同一申請の中に複数の構造的に別の建築物が含まれる場合、それぞれの建築物の総住戸数に応じた共用部加算額の最も大きい額に他の建築物の共用部加算額に0.6を乗じた額の和を共用部加算額とする。

別表第 2.7 戸建住宅の濃度等測定料金

	(A)	(B)	(C)
室内空気中の化学物質の濃度等	38,400	ホルムアルデヒドの測定	左記以外の特定化学物質の測定
		14,400 円/1 測定点	8,600 円/1 測定点
石綿含有建材の有無等	100,000	吹き付け石綿、吹き付けロックウールの分析	左記以外の建材の分析
		300,000 円/1 建材 (3 検体)	300,000 円/1 建材 (3 検体)
室内空気中の石綿の粉じんの濃度等	38,400	室内空気中の石綿の粉じんの濃度の測定	/
		250,000 円/1 箇所 (2 試料)	

- (1) 基本料金は、(A) 欄の額とする。
- (2) 「室内空気中の化学物質の濃度等」の測定において、ホルムアルデヒドのみの測定をする場合は、(B) 欄の料金に (A) 欄の料金を加算した額とし、ホルムアルデヒドを除くその他の特定化学物質の測定も合わせて実施する場合は、更に (C) 欄の料金を加算した額とする。
- (3) 「石綿含有建材の有無等」の分析において、評価対象住戸に吹き付け石綿又は吹き付けロックウールが存する場合は、(B) 欄の料金に (A) 欄の料金を加算した額 (吹き付け石綿及び吹き付けロックウールの両方が存する場合は (B) 欄の料金の2倍の料金を加算する。) とし、その他の建材も合わせて分析する場合には、更に (C) 欄の料金を加算した額とする。
- (4) 「室内空気中の石綿の粉じんの濃度等」の測定は、(B) 欄の料金に (A) 欄の料金を加算した額とする。

別表第 2.8 共同住宅等の濃度等測定料金

評価対象住戸数 (戸)	基本料金 (A)	室内空気中の化学物質の濃度等		室内空気中の石綿の粉じんの濃度等
		ホルムアルデヒドの測定	左記以外の特定化学物質の測定	室内空気中の石綿の粉じんの濃度の測定
～30	86,400 円	14,400 円 /1 測定点	8,600 円 /1 測定点	250,000 円 /1 箇所 (2 試料)
31～60	172,800 円			
61～90	259,200 円			
91～120	345,600 円			
121～150	432,000 円			
151～180	518,400 円			
181～	別途見積り			

※石綿含有建材の有無等の分析料金は、別表第 2.3 で定める料金に住戸数を乗じた額とする。

- (1) 「室内空気中の化学物質の濃度等」及び「室内空気中の石綿の粉じんの濃度等」の測定において、基本料金は、評価対象住戸数欄に区分された (A) 欄の額とする。評価対象住戸数が181戸以上の場合は、別途見積りとする。

- (2) 「室内空気中の化学物質の濃度等」の測定において、ホルムアルデヒドのみの測定をする場合は、(B) 欄の料金に評価対象住戸数を乗じた額を前項で求めた額 ((A)) に加算した額とし、ホルムアルデヒドを除くその他の特定化学物質の測定も合わせて実施する場合は、更に (C) 欄の料金に評価対象住戸数を乗じた額を前項で求めた額 ((A) + (B)) に加算した額とする。
- (3) 「石綿含有建材の有無等」の分析料金は、別表第2.3で定める料金に住戸数を乗じた額とする。
- (4) 「室内空気中の石綿の粉じんの濃度等」の測定は、(B) 欄の料金に評価対象住戸数を乗じた額を (A) 欄の料金を加算した額とする。

別表第2.9 一戸建て住宅の現況検査に係る評価料金の額

床面積の合計(m ²)	評価料金の額
～150	134,000円
150～300	163,000円
300～	297,000円

別表第2.10 一戸建て住宅の個別性能に係る評価料金の額

個別性能項目	～150m ²	150～300m ²	300m ² ～
耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）※1	9,000円	10,000円	15,000円
耐震等級（構造躯体の損傷防止）※2	9,000円	10,000円	15,000円
その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）※1	9,000円	10,000円	15,000円
耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）※2	9,000円	10,000円	15,000円
耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）※2	9,000円	10,000円	15,000円
地盤又は杭の許容応力度等及びその設定方法※1	9,000円	10,000円	15,000円
基礎の構造方法及び形式等※2	7,000円	8,000円	10,000円
感知警報装置設置等級（自住戸火災時）	7,000円	8,000円	10,000円
脱出対策（火災時）	7,000円	8,000円	10,000円
耐火等級（延焼の恐れのある部分(開口部)）※2	7,000円	8,000円	10,000円
耐火等級（延焼の恐れのある部分(開口部以外)）※2	7,000円	8,000円	10,000円
維持管理対策等級（専用配管）※2	7,000円	8,000円	10,000円
換気対策（局所換気対策）	7,000円	8,000円	10,000円
単純開口率	7,000円	8,000円	10,000円
方位別開口比	7,000円	8,000円	10,000円
高齢者等配慮対策等級（専用部分）	7,000円	8,000円	10,000円
開口部の侵入防止対策	7,000円	8,000円	10,000円

※1：関係図書等がない場合には評価しない。

※2：建設住宅性能評価書がない場合には評価しない。

別表第2.11 共同住宅の現況検査に係る共用部分の評価料金の額

床面積の合計(m ²)	評価料金の額
～1,000	190,000円
1,000～5,000	280,000円
5,000～20,000	380,000円
20,000～	570,000円

別表第2.12 共同住宅の現況検査に係る専用部分の評価料金の額

評価戸数	評価料金の額
～10	57,000円×戸数
11～50	570,000円+48,000円×(戸数-10)
51～200	2,490,000円+43,000円×(戸数-50)
201～	8,940,000円+38,000円×(戸数-200)

別表第2.13 共同住宅の個別性能に係る共用部分の評価料金の額

個別性能項目	評価料金
耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）※1	200,000円
耐震等級（構造躯体の損傷防止）※2	
その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）※1	
耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）※2	
耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）※2	
地盤又は杭の許容応力度等及びその設定方法※1	
基礎の構造方法及び形式等※2	40,000円
感知警報装置設置等級（他住戸火災時）	
維持管理対策等級（共用配管）※2	
更新対策（共用排水管）※2	
高齢者等配慮対策等級（共用部分）	

※1：関係図書等がない場合には評価しない。

※2：建設住宅性能評価書がない場合には評価しない。

※3：同一申請の中に構造的に別の建築物が複数含まれる場合、耐震等級から基礎の構造方法及び形式等の料金は上記金額に構造的に別の建築物の数を乗じた金額とする。

別表第2.14 共同住宅の個別性能に係る専用部分の評価料金の額

個別性能項目	1住戸当たりの評価料金
感知警報装置設置等級（自住戸火災時）	各戸別性能毎に7,000円
避難安全対策（他住戸等火災時・共用廊下）※4	
脱出対策（火災時）	
耐火等級（延焼の恐れのある部分（開口部））※2	
耐火等級（延焼の恐れのある部分（開口部以外））※2	
耐火等級（界壁及び界床）※2	
維持管理対策等級（専用配管）※2	
更新対策（住戸専用部）※2	
換気対策（局所換気対策）	
単純開口率	
方位別開口比	
高齢者等配慮対策等級（専用部分）	
開口部の浸入防止対策	

※2：建設住宅性能評価書がない場合には評価しない。

※4：建設住宅性能評価書に耐火等級の表示がある場合には評価しない。

別表第 2.15 出張旅費を加算する区域

出張旅費を加算する区域
東京駅を起点として、40キロメートル以上の遠隔地にある区域